

第2章 ごみ処理行政の動向

第1節 国の動向

1 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたものです。

平成30年6月に閣議決定された第四次循環基本計画では、循環型社会の形成を目指し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、7つの柱が設定されています。

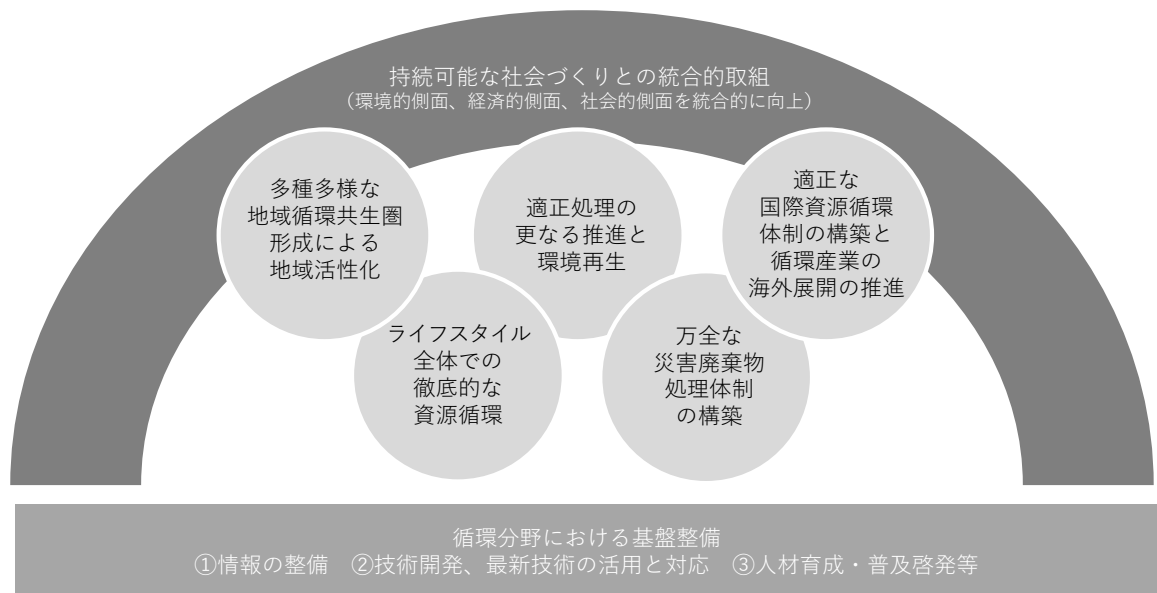


図 8-1 第四次循環基本計画の構成

2 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法に基づき環境大臣が定めるもので、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針です。

平成 28 年 1 月に変更された本方針では、次のとおり示されています。

(1) 基本的な方向について（抜粋）

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における行動な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく。
- ・できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環の利用を徹底した上で、なお適正な循環の利用が行われないものについては、適正な処分を確保する。
- ・災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する。
- ・エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。

(2) 国民、事業者、市町村の役割について

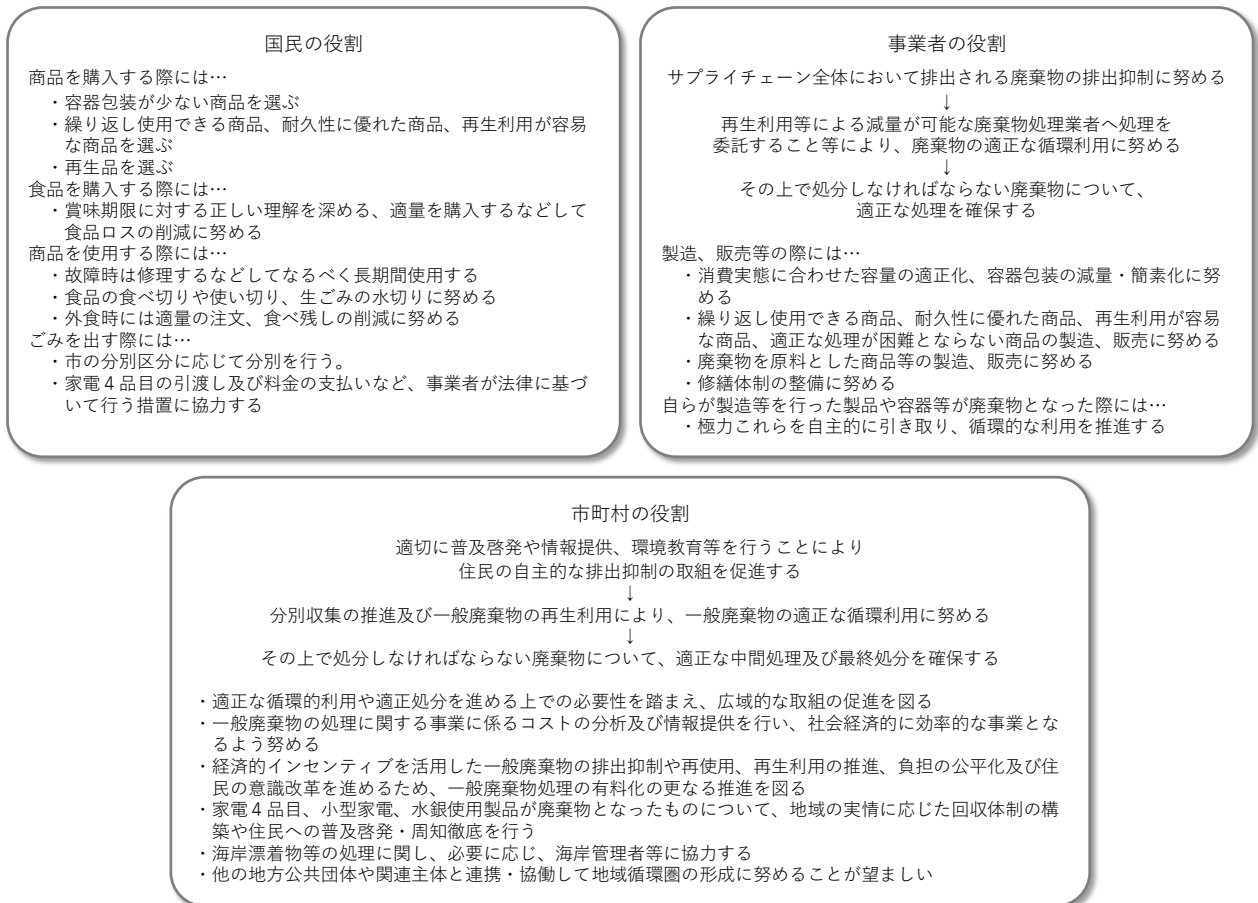


図 8-2 廃棄物処理法基本方針に示された各主体の役割（抜粋）

(3) 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項（抜粋）

- ・ スtockマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ・ 中長期的には、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会の統合的実現や循環共生型の地域社会の構築も踏まえ、人口減少等の社会状況の変化や再生利用の推進による焼却量の減量化についても考慮した上で、必要な中間処理量、最終処分量を予測し、目標年度までの広域的な施設整備を計画するものとする。

(4) 災害廃棄物について（抜粋）

- ・災害廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。
- ・処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要がある。
- ・市町村は、非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、極力域内において災害廃棄物処理を行う。

3 その他の動向

国では、循環型社会の形成を推進するため各種リサイクル法が制定されているほか、各種取組が進められています。近年では、令和元年5月に、プラスチック資源循環戦略が策定されたほか、令和元年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）が制定されました。

<プラスチック資源循環戦略>

第四次循環基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略です。重点戦略として、①プラスチック資源循環、②海洋プラスチック対策、③国際展開、④基盤整備が掲げられており、具体的な取組として、次の事項等が挙げられています。

- ・ワンウェイプラスチックの使用削減
- ・可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチック使用
- ・ポイ捨て・不法投棄の撲滅、清掃活動を含めた廃棄物適正処理
- ・海岸漂着物等の回収処理 等

<食品ロス削減推進法>

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定されたものです。各主体の責務等は次のとおり定められています。

表 8-1 食品ロス削減推進法に定められた各主体の責務等（抜粋）

| 各主体 | 責務等（消費者については役割） |
|-------------|---|
| 国（第3条） | 食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 |
| 地方公共団体（第4条） | 食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 |
| 事業者（第5条） | その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。 |
| 消費者（第6条） | 食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。 |

4 国が定める主な指標・目標値のまとめ

国が第四次循環基本計画や個別リサイクル法等で定めている主な指標・目標値は次のとおりです。

表 8-2 国が定める主な指標・目標値

| 指標 | 目標値 | 目標年次 | 備考 |
|---------------------|-------------|----------|---------------------------|
| 家庭系食品ロス量 | 平成 12 年度の半減 | 令和 12 年度 | 第四次循環基本計画 食品ロス削減法基本方針 |
| 事業系食品ロス量 | 平成 12 年度の半減 | 令和 12 年度 | 食品リサイクル法基本方針 |
| 一般廃棄物の出口側の循環利用率 | 約 28% | 令和 7 年度 | 第四次環境基本計画 (廃棄物処理法基本方針) |
| 1 人 1 日当たりのごみ排出量 | 約 850g/人・日 | 令和 7 年度 | 第四次循環基本計画 |
| 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 | 約 440g/人・日 | 令和 7 年度 | 第四次循環基本計画 (廃棄物処理法基本方針) |

第4節 鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき、県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定められたものです。

現第9次計画は令和2年3月に策定され、計画期間を令和元年度から令和5年度までとしています。基本方針及び令和5年度における目標値は次のとおり定められています。

(1) 基本方針

○プラスチックごみゼロ社会の実現

- ・プラスチック製品の代替品への切替えや、ワンウェイプラスチックの削減による、プラスチックごみの排出抑制や再資源化の推進

○食品ロスの削減

- ・様々な主体との連携を図り、余剰食品等の有効活用などによる食品ロス削減の推進

○4R+Renewable社会の実現

- ・これまでの4Rの取組（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に加え、再生可能資源への代替、持続可能な取組である Renewable の取組の推進

○廃棄物系バイオマス・未利用資源等の利活用

- ・廃棄物系バイオマスや未利用資源等の有効活用に向けた鳥取発のリサイクル技術の利用促進やリサイクルシステムの構築促進

○資源循環産業の振興

- ・先端技術を活用し資源循環を促進する産業への支援等により、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の確立

○廃棄物の適正処理体制の確立

- ・関係機関と連携し、廃棄物処理等の監視の徹底や、県民への注意喚起による、適正な資源のリサイクル推進

(2) 一般廃棄物の令和5年度における目標値

| 排出量 ¹ (1人1日当たり排出量) | リサイクル率 ² | 最終処分量 (割合) |
|----------------------------------|---------------------|-----------------|
| 193千トン (965g/人・日) | 33% | 12千トン (6.2%) |

1 県の排出量には、事業系古紙類及び事業系食品残さを含む。本市の計画には含まない。

2 県のリサイクル率には、事業系古紙類及び事業系食品残さを含む。本市の計画には含まない。